

ちゅうい
注意!!

さいがい びんじょう あくしつしょうほう ごようじん
災害に便乗した悪質商法にご用心

たいふう おおあめ じしん さいがい じ びんじょう
台風や大雨、地震などの災害時には、それに便乗

あくしつしょうほう おお さいがいはっせい ちい き
した悪質商法が多くなります。災害発生地域だけが

ねら かぎ じゅうぶんちゅうい
狙われるとは限りません。十分注意しましょう。



だいひょうてき てくち
代表的な手口

ひつよう こうじ
必要のない工事
や修理の契約を
持ちかけてくる

かさいほけん つか
火災保険を使っ
て自己負担なしで
住宅修理ができ
る

こうてききかん
公的機関をかた
り、被災地への
寄付金や義援金
を求めてくる

アドバイス

しゅうりこうじとう けいやく ば き ふくそうしゃ
・修理工事等の契約は、その場で決めず複数社から
見積もりを取って比較しましょう。

けいやくご ばあい
・契約後でも、クーリング・オフができる場合があります

けいやく かにゆうさき ほけんがいしゃ ほけんだいりてん
・すぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に
相談しましょう。

けいねんれつか そんしょう し りゆう
・経年劣化による損傷と知りながら、うその理由で
保険金を請求することは絶対やめましょう

きんせん ようきゅう けつ しはら
・金銭を要求されても、決して支払わないでください

こうてききかん でんわなど ぎえんきん もと
・公的機関が、電話等で義援金を求めません

きふ とき つの だんたいとう かつどうじょうきょう
・寄付をする時は、募っている団体等の活動状況や
使途をよく確認しましょう

こま おも しょうひせいかつ そうだん
困ったな、あやしいなと思ったら消費生活センターへ相談!!

橋本市消費生活センター

☎:0736-33-1227/FAX:33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

閉庁時は消費者ホットライン188（いやや!）へお電話ください



はしぼう